

## ハイライト:

- ・平成18年度税制改正案が公表されています
- ・介護保険料率が平成18年3月分から改定されます

# たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

## ご挨拶

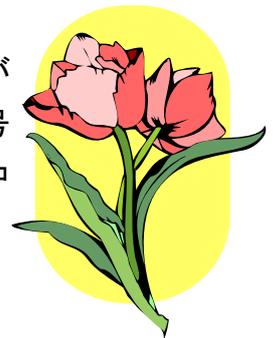
### 目次:

|                 |   |
|-----------------|---|
| ご挨拶             | 1 |
| 平成18年度税制改正案について | 1 |
| 介護保険料等改定のご案内    | 2 |

今年の冬は寒い日が続きましたので、春の到来がいつもにもまして待ち遠しく感じられます。第25号では、平成18年度の税制改正案のうち法人税を中心に、その概要の解説を行いました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



## 平成18年度税制改正案

平成18年度税制改正案のうち、法人税に関してPOINTとなる項目は以下の通りです。

- 1 役員報酬・賞与についての改正
- 2 同族会社の留保金課税の改正
- 3 交際費課税の改正

### 1 役員報酬・賞与についての改正 (H18/4/1以後開始事業年度から)

#### ①役員賞与の損金算入 (^\_^)

従来役員賞与については損金算入(費用処理)が認められていませんでしたが、予め支給時期・支給額等を定め、届出を行っていただければ損金算入が認められることとなります。

例:

役員報酬

|    |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |     |
|----|--|--|--|--|--|----|--|--|--|--|--|-----|
| 1月 |  |  |  |  |  | 6月 |  |  |  |  |  | 12月 |
|    |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |     |

今までは図の緑の部分は費用として認められませんでしたので、支給した場合には役員賞与となり課税対象となりましたが、改正後には、緑の部分は費用として認められることとなります。→減税効果あり

#### ②役員給与の給与所得控除相当額損金不算入 (>\_<)

役員及びその関係者等が発行済み株式総数の90%以上を保有していて、かつ常勤役員の過半数を占める会社については、オーナー社長の報酬に関して支給する給与のうち給与所得控除に相当する額が、損金不算入とされます。

ただし、

- A) その同族会社の所得金額とオーナー社長の報酬の合計額の直前3期平均額が年800万円以下の場合
  - B) 上記平均額が年800万円超3000万円以下で、その平均額に占める社長の報酬割合が50%以下の場合
- 上記いずれかに該当する場合には、適用除外とされます。

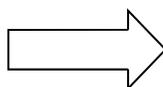
この制度が導入されるのは、5月に施行予定の新会社法で最低資本金要件が撤廃されることになっており、個人事業主が簡単に法人成りすることにより給与所得控除額分の節税を図ることを防ぐためといわれています。

## 2 同族会社の留保金課税の改正 (^\_^) (H18/4/1以後開始事業年度から)

現在は同族関係者3グループで株式等の50%超を保有している場合留保金課税の対象とされていますが、判定するグループ数が上位3グループ→上位1グループへと改正されます。これにより課税対象法人の範囲がかなり減ると言われています。

例:

A株主グループ 25%保有  
B株主グループ 15%保有  
C株主グループ 13%保有  
上位3グループ合計で53%保有  
→留保金課税の対象



改正後  
A株主グループ 25%保有  
  
上位1グループで25%保有  
→留保金課税対象外

また、留保金課税の対象となる金額を求めるときに控除する留保控除額は以下のいずれか最も多い額に変更されています。

- ① 所得金額の40% (中小法人は50%)
- ② 年2,000万円
- ③ 資本の金額×25%－利益積立金額
- ④ 自己資本比率(自己資本/総資産)が30%に達するまでの金額

## 3 交際費課税の改正 (^\_^) (H18/4/1～H20/3/31までの間に開始する各事業年度)

交際費は従来からその隣接費目である会議費や福利厚生費、広告宣伝費等との区別が曖昧であり、またその金額基準が明確でなかったため、税務調査時にはいつも税務当局と法人との間の「見解の相違」を招いていました。今回の改正では、1人当たり5,000円以下の飲食費は損金算入されない交際費の範囲から除いて考えることとなります。

上記以外にもIT投資促進税制がH18/3をもって廃止され、セキュリティ減税(情報セキュリティ対策対応設備を取得供用した場合に税額控除か特別償却を受けることができる制度)が創設、無申告加算税が15%→20%へ引上、公示制度廃止、少額減価償却資産損金算入額の年度上限300万円まで等の改正があります。

## 介護保険料率等改定のご案内

平成18年3月分から政府管掌健康保険の介護保険料率が改定されます。

現行12.5/1000→改訂後12.3/1000になります。当月分の社会保険料を翌月の給料から控除している場合には、4月に支給する給料から介護保険料率の計算変更が必要になりますのでご注意ください。

なお平成18年3月1日以後に賞与を支給する場合には、その賞与から改訂後の料率で計算した介護保険料を控除する必要がありますのでこの点もご留意下さい。

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

### 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。